

令和5年10月7日

〒203-0815

東京都東久留米市八幡町1-1-12

株式会社HappyLifeBio

(株式会社ハッピーライフバイオ) 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

NPO法人 消費者支援ネットくまもと

理事長 青山定聖 (弁護士)

〒862-0941

熊本市中央区出水2-5-8

水前寺パークマンション2-205号

TEL 096-356-3110

FAX 096-356-3119

Email: shien\_net\_

kumamoto@circus.

ocn.ne.jp

(本件に関するお問い合わせ先)

〒860-0012

熊本市中央区紺屋今町2番1号

Wビルディング紺屋今町2-5階

津留山村法律事務所

電話 096-312-8511

FAX 096-312-8512


弁護士 原 彰宏

E-mail: aki-hara@



消費者契約法 4 1 条 1 項 に 基 づ く 事 前 請 求  
書

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、研究者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成 26 年 12 月 17 日に消費者契約法 13 条の内閣総理大臣の認定を受け、平成 29 年 12 月 12 日に認定の更新を受けた適格消費者団体です。



当法人は、貴社に対し、消費者契約法 4 1 条 1 項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から 1 週間を経過した後は、景品表示法 30 条の定める差止請求に係る訴えを提起することができません。）。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後 1 週間以内に、書面をもって当法人にご連絡ください。回答の有無及び内容は公表することがあります。

第 1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、下記表示媒体

において、下記対象となる商品につき、下記対象となる表示記載の表示を行う事の停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

ハダキララ

(対象となる表示)

対象となる商品を「初回価格1,980円(税込)」等と表示し、定期購入を条件とすること無く、対象となる商品1回分だけを1,980円(税込)で購入する申込みが可能であるかのように示す表示。



## 第2 紛争の要点

### 1 ウェブサイト上の表示

- (1) 貴社が、ウェブサイトにおいて販売する「ハダキララ」(以下「本件商品」という。)を購入する場合、貴社ウェブサイト上では、上記対象となる表示によって、本件商品1回分だけを1,980円(税込)で購入する申込みが可能であるかのような広告表示がなされている。
- (2) しかし、実際は、消費者がこのような広告表示を見て申し込んだ場合には、初回の本件商品の発送日から後に通常

製品（1回分7,980円（税込））が  
発送され、さらにその後も順次通常製品  
が自動で発送されることとなり、所定の  
方法により休止・解約を成立させない限  
り、これらの発送分を受け取らなければ  
ならないという定期コースに申し込む  
こととなっている。

したがって、対象となる商品1回分だ  
けを1,980円（税込）で購入する申  
込みが可能であるかのように示す取引  
条件の表示は、実際のものとは異なる表  
示である。

また、貴社ウェブサイトで、上記コー  
スに申し込んだ場合には、購入確認画面  
の表示もなく、消費者の誤認を助長・強  
化しているというべきである。

他の事業者の広告を見ても、初回の割  
引価格の購入と、2回目以降の継続的購  
入は完全に切り離されているのが通常  
であり、貴社のように継続購入の条件を  
付帯させておきながら、初回分の価格を  
強調して表示することは、他の事業者が  
従来行ってきたお試し商法によって消  
費者に浸透した「初回お試し」広告に対  
する一般的な認識を悪用するものであ



る。

2 したがって、貴社ウェブサイトの表示は、本件商品を初回分だけ1,980円（税込）で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法30条1項2号）に該当する。

3 よって、当法人は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示について、景品表示法30条に基づき、その停止を請求する。



第3 訴えを提起する予定の裁判所

熊本地方裁判所

以上